

議案第 5 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤岡市行政財産使用料条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の108」を「100分の110」に改める。

- (1) 藤岡市行政財産使用料条例（昭和54年条例第7号）第3条
- (2) 藤岡市火葬場条例（昭和51年条例第22号）第7条第1項
- (3) 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第12号）第9条第1項
- (4) 藤岡市下水道条例（昭和62年条例第29号）第16条
- (5) 藤岡市水道事業給水条例（昭和34年条例第9号）第25条第1項及び第32条の2第1項
- (6) 藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例（平成7年条例第12号）第2条第1項及び第3条第1項

- (7) 藤岡市民ホールの設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第23号）第8条第1項
- (8) 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第81号）第9条第1項
- (9) 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年条例第83号）第10条第2項

（藤岡市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 藤岡市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2利用料金の欄中「4, 110円」を「4, 190円」に、「2, 050円」を「2, 090円」に、「8, 220円」を「8, 380円」に、「15, 420円」を「15, 710円」に改める。

（藤岡市みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 藤岡市みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中注以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条、第13条関係）

区分			利用料		
			午前	午後	夜間
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び500円以下の入場料を徴収する場合	21,700円	32,700円	43,600円
		500円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	30,500円	45,800円	61,100円

		2,000円を超え 4,000円以下の 入場料を徴収する場 合	34,900円	52,400円	69,900円
		4,000円を超え る入場料を徴収する 場合	43,600円	65,500円	87,400円
	土曜 日、日 曜日及 び休日	入場料を徴収しない 場合及び500円以 下の入場料を徴収す る場合	26,100円	39,200円	52,400円
		500円を超え2, 000円以下の入場 料を徴収する場合	36,600円	55,100円	73,400円
		2,000円を超え 4,000円以下の 入場料を徴収する場 合	41,900円	62,900円	83,900円
		4,000円を超え る入場料を徴収する 場合	52,400円	78,600円	104,900円
	楽屋	第1楽屋	1,460円	1,950円	1,950円
		第2楽屋	650円	870円	870円
		第3楽屋	970円	1,310円	1,310円
		第4楽屋	970円	1,310円	1,310円
小ホ ール	平日	入場料を徴収しない 場合及び500円以 下の入場料を徴収す る場合	9,290円	13,900円	18,500円

		500円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	12,900円	19,400円	25,900円
		2,000円を超え4,000円以下の入場料を徴収する場合	14,700円	22,200円	29,600円
		4,000円を超える入場料を徴収する場合	18,500円	27,800円	37,000円
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び500円以下の入場料を徴収する場合	11,100円	16,600円	22,200円
		500円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	15,600円	23,300円	31,200円
		2,000円を超え4,000円以下の入場料を徴収する場合	17,800円	26,700円	35,600円
		4,000円を超える入場料を徴収する場合	22,200円	33,400円	44,500円
	楽屋	第1楽屋	650円	870円	870円
		第2楽屋	480円	650円	650円
		第3楽屋	480円	650円	650円
ギャラリ	平日	入場料を徴収しない場合	1,630円	2,170円	2,170円

一		入場料を徴収する場合	2,730円	4,360円	4,360円
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合	1,950円	2,730円	2,730円
		入場料を徴収する場合	3,920円	5,460円	5,460円
第1研修室		録音調整室を使用しない場合	1,310円	1,750円	1,750円
		録音調整室を使用する場合	3,490円	3,920円	3,920円
第2研修室			1,310円	1,750円	1,750円
第3研修室			970円	1,310円	1,310円
和室		水屋を使用しない場合	1,310円	1,750円	1,750円
		水屋を使用する場合	2,390円	2,830円	2,830円
茶室			2,390円	2,830円	2,830円
附属設備			規則で定める額		

別表第2中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(藤岡市コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 藤岡市コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例(昭和61年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

(藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第5条 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第6条 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表の利用料の表中「430円」を「440円」に、「320円」を「330円」に、「100円」を「110円」に、「210円」を「220円」に、「640円」を「660円」に改め、別表の和室利用料の表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改め、別表中「1曲 100円」を「1曲 110円」に改める。

(竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

種類	使用時間	使用料	超過料金
ローボート	30分	440円	使用時間を超えた場合 の使用料は、15分を超 えるごとに、ローボート にあつては320円、サイ クルボートにあつては 540円を徴収するもの とする。
	1時間	660円	
サイクルボート	30分	880円	
	1時間	1,640円	

(藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 藤岡市土と火の里公園設置及び管理に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,140円」を「5,230円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「15,420円」を「15,710円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,560円」に改める。

別表第2中「510円」を「520円」に改める。

(ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

別表第3中「3,080円」を「3,140円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

別表第4中「710円」を「730円」に改める。

別表第5中「500円」を「520円」に改める。

(藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成13年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3,080円」を「3,140円」に改める。

(藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「30,850円」を「31,420円」に、「41,140円」を「41,900円」に、「113,140円」を「115,230円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「22,620円」を「23,040円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「15,420円」を「15,710円」に改める。

(藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例(平成17年条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表の1 会議室・研修室利用料金の表中「3,240円」を「3,300円」に改め、別表の2 宿泊施設利用料金の表中「8,220円」を「8,380円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「540円」を

「550円」に、「320円」を「330円」に改める。

(藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「500円」を「520円」に改める。

(藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例(平成20年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2使用料の欄中「4,110円」を「4,190円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「15,420円」を「15,710円」に改める。

(藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2利用料金の欄中「4,110円」を「4,190円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「8,220円」を「8,380円」に、「15,420円」を「15,710円」に改め、同表備考の欄中「藤岡市行政区設置条例」の次に「(昭和29年条例第12号)第2条」を加える。

(藤岡市総合学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 藤岡市総合学習センターの設置及び管理に関する条例(平成21年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表の1 施設使用料の学習施設の表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「460円」を「470円」に、「610円」を「620円」に改め、別表の1 施設使用料の体育施設の表中「1,540円」を「1,570円」に、「770円」を「780円」に、「380円」を「390円」に、「250円」を「260円」に、「300円」を「310円」に改め、別表の2 設備使用料の表中「1,020円」を「1,

040円」に改める。

(藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の一部改正)

第17条 藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例(平成17年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号、第2項ただし書及び第3項ただし書中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「100分の8」を「100分の10」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤岡市下水道条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の藤岡市水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同

月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の藤岡市簡易水道事業等の設置等に関する条例第2条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している簡易水道又は小水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定するものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である簡易水道又は小水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

5 前3項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。